

青森県報

第三千百十六号

平成二十一年
七月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法施行令による調査員養成研修を行う者の指定… (高齢福祉課) … 一
 廃川敷地等の公示… (河川砂防課) … 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告… (県民生活課) … 二
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告… (同) … 二

右 同… (同) … 二
 県営土地改良事業計画の決定… (農村整備課) … 三

右 同… (同) … 三
 除雪車両の交換に係る一般競争入札… (港湾空港課) … 三

建設業者の許可の取消し… (中南地域
 県民局) … 五

右 同… (同) … 五
 右 同… (同) … 五

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録
 資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間… (事務局) … 六

衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦
 覧期間… (同) … 六

衆議院比例代表選出議員選挙における市町村の区域を分け
 た開票区の分設… (同) … 六

告 示

青森県告示第五百十三号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の七第一項の規定によ
 り、次のとおり調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第六項の規定により公
 示する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

社団法人青森県老人福祉協会

二 主たる事務所の所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

三 指定年月日

平成二十一年七月二十一日

青森県告示第五百十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第
 十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び
 東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系浪岡川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年七月二十九日

- 三 廃川敷地等の位置
青森市浪岡大字女鹿沢字平野七三の一 地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
雑種地 二二〇・一六平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ドリーム
- 三 代表者の氏名
田中 満
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字大久保字大山四四の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しごと創造サポート青森
- 三 代表者の氏名
佐藤 博子
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字岩賀一丁目三の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、若年者及び女性が企業で意欲的に働くことのできる人間力を身につけ、自立した職業人生を歩めるようサポートすること、さらにはそのことにより地域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森福祉住環境生活サポートネット
- 三 代表者の氏名
成田 敏隆

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一八三の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市を基盤として高齢者や障害者に対して住みやすい住環境と暮らしや将来の不安解消について体系的に提案し、各種の専門職と連携をとりながら適切な支援活動を行い、安心して暮らせる環境をつくることにより、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野木地区の県営土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年七月三十日から同年八月二十六日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、切田地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年七月三十日から同年八月二十六日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ロータリ除雪車（二・六メートル、四四七キロワット級） 一台

二 納入期限

平成二十二年三月二十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
 - 5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 資格の審査等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出部数 二部
 - 3 提出期限等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十一年八月二十四日までに青森県土木整備部港湾空港課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 六 入札説明書の交付等
- 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 青森市長島一丁目の一
 青森県土木整備部港湾空港課政グループ
 電話 〇一七 七三四 九六七三
- 七 入札の日時及び場所
- 1 日時 平成二十一年九月九日（時間は、入札説明書による。）
 - 2 場所 青森市長島一丁目の一
 青森県庁舎 西棟七階C会議室
- 八 入札執行回数

- 原則として三回を限度とする。
- 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。
 - 十 落札者の決定方法
 交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 十一 契約の締結
 - 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
 - 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
 - 十二 入札条件
 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。
 - 十三 入札書記載金額
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 十四 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Rotary Snow Plow
(2.6 meter blade length,
447 kilowatt-class)

2 Time limit for tender:
9 September, 2009 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Ports, Harbors and Airport Division
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9673

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山谷建設
- 二 代表者の氏名 山谷 晶一
- 三 主たる営業所の所在地 平川市館田前田四〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二九号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山谷建設
- 二 代表者の氏名 山谷 晶一
- 三 主たる営業所の所在地 平川市館田前田四〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第一二二九号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年七月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 長内組
- 二 氏名 長内 斉

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外二丁目二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第三二二二号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年七月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十一年八月十七日
ただし、年齢についての基準となる日 平成二十一年八月三十日
- 二 登録を行う日 平成二十一年八月十七日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第二十三条の十一第一項の規定により次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

縦覧期間 平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により次のとおり開票区を設けたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

市町村名	開票区名	分設後の開票区	開票区の区域
青森市	青森市開票区	青森市一区 青森市四区	旧青森市の区域 旧浪岡町の区域

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------